

組込みソフトウェア技術コンソーシアム

Hamamatsu Embedded Programming Technology Consortium

定款

(名 称)

第1条 本組織は組込みソフトウェア技術コンソーシアム Hamamatsu Embedded Programming Technology Consortium (以下「本コンソーシアム」)と称する。

(目 的)

第2条 本コンソーシアムは、「組込みソフトウェアアーキテクト養成」事業の継続、モデルベース開発実施環境の整備・推進および企業間特定研究課題の検討実行の推進を通じて地域産業の組込み開発技術の向上に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 本コンソーシアムは、前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 組込みシステムアーキテクト養成プログラム
- (2) 組込みソフトウェア技術研究会
- (3) C-プログラミングコース
- (4) その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本コンソーシアムは、次の会員により構成する。

- (1) A 会員：本コンソーシアムの趣旨に賛同し、A 会員の会費を納入した原則として資本金 3,000 万円以上の法人、団体、組織で、総会での議決権を有するものとする。

- (2) B 会員：本コンソーシアムの趣旨に賛同し、B 会員の会費を納入した法人、団体、組織で、総会での議決権を有しない。

注：議決権を有することを希望する場合は上記資本金原則の限りでない。

- (3) 団体会員：本コンソーシアムの趣旨に賛同し、団体会員の会費を納入した法人、団体、組織で、総会での議決権を有しない。

- (4) 特別会員：本コンソーシアムの趣旨に賛同し、その運営を支援する法人、団体、組織。総会での議決権を有するものとする。

2. 個人会員は、これを認めない。

(入 会)

第5条 入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は理事会の承認を以て認められる。

(会費)

第6条 会員は、別途定める会費規程により納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員である法人・団体が消滅したとき。
- (3) 会員が会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第8条 会員は、別途定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(受講料)

第10条 本コンソーシアムの講座を受講する者は、別途定める受講料規程により納入しなければならない。

(会費等の取り扱い)

第11条 既に納入した会費及び受講料は、原則として返還しない。ただし、天災等の理由により年度途中で活動が終了した場合は、総会で対応を協議する。

2 その他の拠出金品について、余剰金が発生した場合は、拠出元との協議により返還する。

改定 令和7年6月6日

(役員)

第12条 本コンソーシアムに、次の役員をおく。

(1) 理事長:1名

(2) 副理事長:2名以内

(3) 理事:15名以内

(4) 監事:2名以内

(5) 顧問:必要に応じて設置

2 役員は、総会において議決権を有する会員から選任する。ただし、次期総会までに補欠または増員のために選任する必要がある場合は、理事会においてこれを行い、総会において事後承認するものとする。

3 理事長は、本コンソーシアムを代表し、その業務を総理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその職務を代理し、理事長が欠けたときにその職務を代行する。

5 監事は、本コンソーシアムの会計を監査する。

6 顧問は、理事長が会員から選任することができる。

7 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

(総会)

第13条 総会は、議決権を有するA会員および特別会員をもって構成する。

2 総会は、原則として年1回開催するものとし、理事長が特に必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 活動方針および予算

- (2) 活動報告および決算
 - (3) 役員の選任
 - (4) 定款の改正および解散
 - (5) その他組織の運営に関する必要事項
- 4 総会は、理事長が招集し、議長を務める。
- 5 総会は、委任状によるものを含めて議決権を有する会員の過半数の出席で成立し、議事は議決権を持つ出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

- 第 14 条 本コンソーシアムに理事会を置く。
- 2 理事会は、本事業の活動に対して、助言および指導を行う。
- 3 理事会は、理事長、副理事長および理事をもって構成する。
- 4 理事会は、理事長が招集し、議長を務める。
- 5 理事会は、あらかじめ通知された事項について構成員が書面、E メールなどにより表決することができる。
- 6 その他、理事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(運営委員会)

- 第 15 条 本コンソーシアムに、運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会は、本事業の活動を運営し、管理する。
- 3 運営委員会の構成員（以下、「委員」と呼ぶ。）は、議決権を有する会員をもって構成する。
- 4 委員は役員を務める法人・団体および委員長指名により選出する。
- 5 委員長は、役員を務める法人・団体等から理事長が委嘱し、委員長は運営委員会を招集し議長を務める。
- 6 運営委員会には、委員長が委員から指名した副委員長を置くことができる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時において、その職務を代行する。
- 8 運営委員会の運営は、委員長のもと、委員会にて定める。

(経 費)

- 第 16 条 本コンソーシアムの運営に必要な経費は、会費、受講料およびその他の収入をもって充てる。
- 2 理事長は、監事の検査報告をもって、毎年、総会において、会計報告を行う。

(会計年度)

第 17 条 本コンソーシアムの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 18 条 本コンソーシアムの事務を処理するため、静岡大学情報学部組込みシステムアーキテクト研究所内並びに公益財団法人浜松科学技術研究振興会内にそれぞれ事務局を置く。

(定款の変更、その他)

第 19 条 この定款は、総会の議決を得ることにより変更することができる。

2 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(解散)

第 20 条 本コンソーシアムは、原則、2027 年 3 月 31 日まで設置する。但し存続する場合は、総会において決定する。

改訂 平成 29 年 6 月 1 日

改定 令和 3 年 5 月 28 日

附則

- 1 この定款は、第一回総会開催の日から施行する。
- 2 本コンソーシアムの設立初年度の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、第一回総会開催日に 始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 3 本コンソーシアムの設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	組込みシステムアーキテクト研究所	加藤 博万
副理事長	静岡大学	荒川 章二
理事	株式会社アバンセシステム	村山 邦彦
同	株式会社エヌエスティー	服部 貴應
同	三栄ハイテックス株式会社	大池 弘泰
同	株式会社システック	梶村 武志
同	スズキ株式会社	本田 治
同	株式会社浜名湖国際頭脳センター	森永 春二
同	浜松ホトニクス株式会社	原 勉

同	株式会社モアソングジャパン	森川 恭徳
同	株式会社ユニバンス	岡田 義夫
同	ヤマハ株式会社	飯塚 朗
同	ヤマハ発動機株式会社	都竹 広幸
同	浜松市	安形 秀幸
同	浜松商工会議所	加茂 隆信
同	益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	津田 紘
監事	天方産業株式会社	松本 好司
監事	朝日電装株式会社	杉浦 寿

4 設立当初の会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会費(年間) (1)A 会員:15 万円 (2)B 会員:5 万円 (3)団体会員:30 万円

改定 平成 30 年 1 月 24 日

改定 令和 2 年 6 月 12 日

改定 令和 3 年 5 月 28 日

改定 令和 7 年 6 月 6 日